

独立行政法人森林総合研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成16年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長 俸給月額を0.3%引き下げ、期末特別手当の支給割合を0.05月分引き上げ。

理事 俸給月額を0.3%引き下げ、期末特別手当の支給割合を0.05月分引き上げ。

理事(非常勤) 該当なし

監事 該当なし

監事(非常勤) 非常勤役員手当(日額)を0.3%引き下げ。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 15,957	千円 11,880	千円 3,244	千円 477 (通勤手当) 356 (調整手当)	4月1日1名	
理事 9 (2-人) 12	千円 39,045	千円 27,863	千円 10,048	千円 301 (通勤手当) 833 (調整手当)	8月1日1名	4月26日1名 3月31日1名
監事 (0人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) (2人)	千円 2,819	千円 2,819	千円	千円 ()		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注:年度途中で就退任した理事については、1月を $\frac{1}{12}$ 人と換算して記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
理事長	10,996	4 0	H17.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による平成15年度及び16年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、退職手当の増減は行わなかった。また、業績勘案率は、1.0と決定された。 なお、当該支給額(総額)には、平成16年度に一部支給した退職手当9,138千円が含まれる。
理事A	10,309	4 0	H17.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による平成15年度及び16年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、退職手当の増減は行わなかった。また、業績勘案率は、1.0と決定された。 なお、当該支給額(総額)には、平成16年度に一部支給した退職手当8,728千円が含まれる。
理事B	8,728	4 1	H17.4.26	—	独立行政法人評価委員会による平成16年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、退職手当の増減は行わなかった。 なお、当該支給額(総額)には、当該役員の業績勘案率が決定されてから支給される退職手当の額が未支給であり、含まれていない。
理事C	2,124	3 0	H18.3.31	—	
監事A (非常勤)					該当者なし
監事B (非常勤)					該当者なし

注:業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 中期計画における職員の人件に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化
を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法第57条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、145/100 (特定幹部職員にあつては、185/100) を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。
俸給	普通昇給: 現に受けている号俸を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。 特別昇給: 職員の勤務評定の結果上位の段階に決定され、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性が優秀である場合等には、年度計画人員の15%を超えない範囲で、特別昇給させることができる。ただし、研究職員俸給表の適用職員にあつては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、同俸給表の適用職員の3%を超えない範囲で、別途実施できる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

〔 (1) すべての級の俸給月額について引き下げ(平均改定率△0.3%)。
(2) 配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引き下げ(13,500円→13,000円)。
(3) 勤勉手当の支給割合について引き上げ(0.05月分)。 〕

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	599	42.7	7,902	5,807	85	2,095
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	156	40.6	6,083	4,429	91	1,654
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	419	43.3	8,725	6,428	83	2,297
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技術専門職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	45.7	5,345	3,916	88	1,429

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

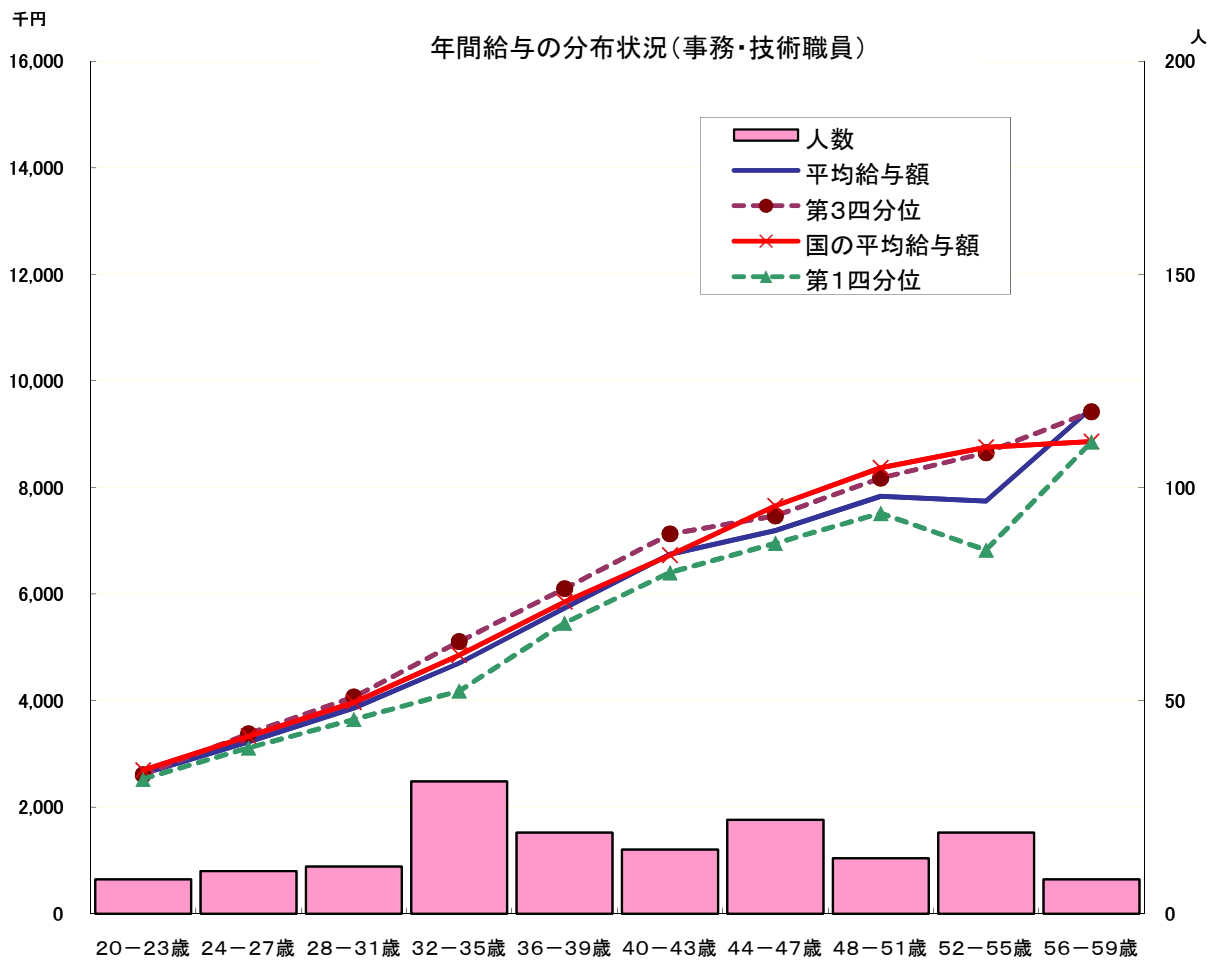
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技術専門職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技術専門職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技術専門職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

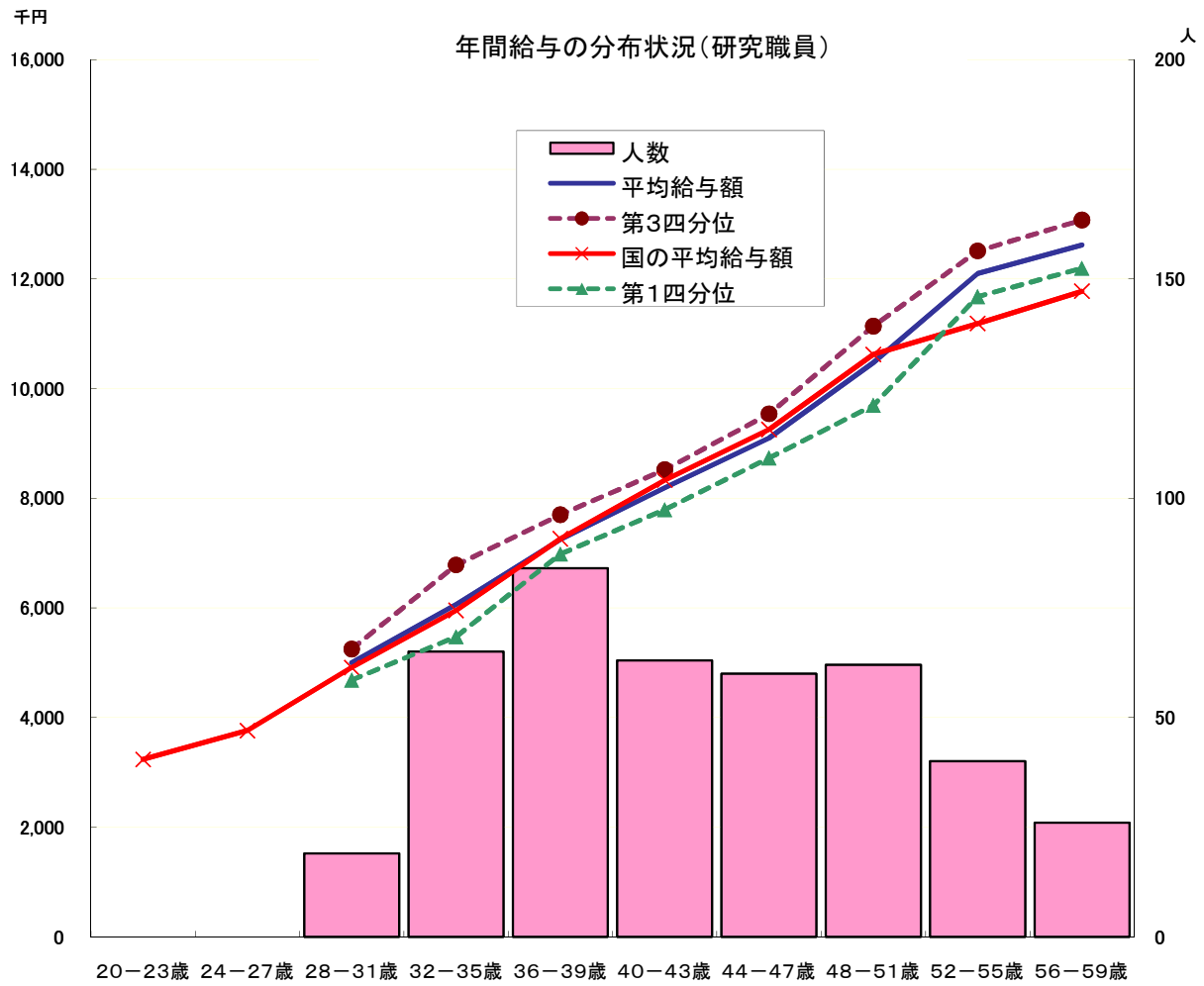
注:「技術専門職種」とは、実験林・苗畑維持管理、試験片作成及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職種を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕
 (注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。)



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	平均	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・課長	15	55.2	8,643	8,770	9,161
・係長	79	41.8	5,416	6,260	7,150
・係員	34	28.4	2,904	3,495	4,017



(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・研究課長	162	49.0	9,105	10,325	11,563
・主任研究員	174	40.7	7,165	7,951	8,345
・研究員	68	33.3	5,160	5,417	5,743

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長	係長	課長補佐
人員 (割合)	156	16 (10.3%)	18 (11.5%)	59 (37.8%)	36 (23.1%)	15 (9.6%)
年齢(最高～最低)		27 ～ 21	34 ～ 27	55 ～ 30	55 ～ 40	58 ～ 47
所定内給与年額(最高～最低)		2,548 ～ 1,844	3,090 ～ 2,474	5,023 ～ 2,803	5,870 ～ 4,573	6,629 ～ 5,197
年間給与額(最高～最低)		3,376 ～ 2,518	4,202 ～ 3,396	6,828 ～ 3,826	7,981 ～ 6,401	9,044 ～ 7,415

6級	7級	8級	9級	10級
課長	課長	部長	部長	部長
11 (7.1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.6%)	0 (0%)
58 ～ 52	～	～	～	～
6,974 ～ 6,335	～	～	～	～
9,573 ～ 8,643	～	～	～	～

注:9級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	研究員	主任研究員	室長	部長・同相当職	部長
人員 (割合)	419	0 (0%)	68 (16.2%)	145 (34.6%)	100 (23.9%)	105 (25.1%)	1 (0.2%)
年齢(最高～最低)		～	39 ～ 29	45 ～ 34	51 ～ 41	59 ～ 48	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,418 ～ 3,065	6,418 ～ 4,590	8,268 ～ 5,600	10,161 ～ 6,927	～
年間給与額(最高～最低)		～	6,073 ～ 4,218	8,638 ～ 6,217	10,874 ～ 7,647	13,945 ～ 9,418	～

注:6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4	67.8	67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.6	32.2	32.9
	最高～最低	40.4～30.0	35.2～22.3	36.5～27.9

注:事務・技術職員における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.3	62.9	62.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.7	37.1	37.9
	最高～最低	45.9～31.7	43.3～30.8	43.0～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.5	67.4	67
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.5	32.6	33
	最高～最低	45.9～31.2	43.8～30.2	44.8～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.8

対他法人

89.1

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

101.1

対他法人

98.5

注:「対他法人」は、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成13年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,303,337	5,292,877	10,460 (0.2)	△181,149 (△3.3)
退職手当支給額 (B)	467,176	648,993	△181,817 (△28.0)	94,692 (25.4)
非常勤役職員等給与 (C)	288,508	284,757	3,751 (1.3)	32,990 (12.9)
福利厚生費 (D)	597,135	600,292	△3,157 (△ 0.5)	7,999 (1.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,656,156	6,826,919	△170,763 (△ 2.5)	△45,468 (△ 0.7)

注1: 財務諸表の付属明細書「役員及び職員の給与の明細」における報酬又給与の支給額5,303,338千円との差は、端数処理によるものである。

注2: 当年度(平成17年度)及び前年度(平成16年度)の「福利厚生費」の額は、当該額に間違いが判明したため、それぞれ582,998千円から597,135千円に、586,677千円から600,292千円に修正した。なお、平成18年度に公表を行った本表については平成21年6月に修正を行っている。

総人件費について参考となる事項

- (1)「給与、報酬等支給総額」の対前年度比10,460千円の増については、諸手当の支給増によるものである。
- (2)「最広義人件費」の対前年度比△170,763千円の減については、退職手当の支給減によるものである。
- 注: 当年度(平成17年度)及び前年度(平成16年度)の「福利厚生費」の額に間違いが判明したため、平成21年6月に、「△171,285千円」を「△170,763千円」に修正した。
- (3)行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況
- ①中期目標において示された人件費削減の取組に関する事項
「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、今後5年間において、国家公務員に準じた5%以上の人件費削減の取組を行う。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。
- ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
中期目標に基づき、中期計画においては、期首の常勤職員数を674人とし、期末の常勤職員数の見込みを640人と計画している。
国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。
- ③人件費削減の取組の進ちょく状況
基準日(平成18年4月1日)の人員数 674人

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。